

### 第3章 ごみ処理の現況及び課題

#### 第1節 ごみ処理フロー

本市のごみの収集、処理・処分フローについて図 3-1 に示す。

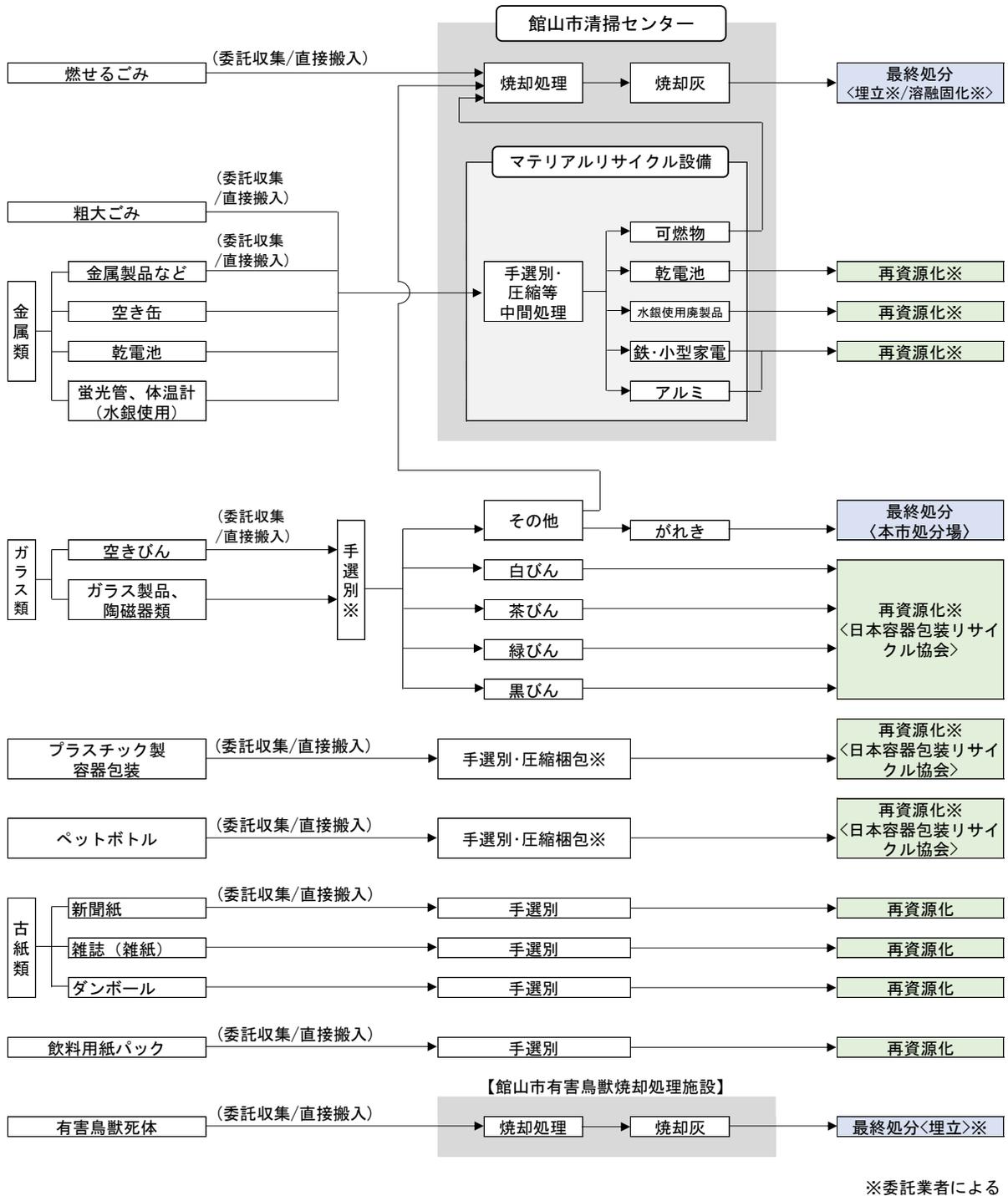


図 3-1 本市のごみの収集、処理・処分フロー図

参考：館山市 HP「ごみの処理工程」、清掃事業概要（令和6年度版）

## 第2節 ごみ処理体制

### 1. ごみの排出抑制

本市において以下の取り組みを実施し、ごみの排出を抑制している。

表 3-1 本市のごみの排出抑制への取り組み

取り組み	内容
有料化	平成 29 年 4 月から、ごみ指定袋の料金を値上げした。現在は、ごみ指定袋を 15L あたり 200 円として、15L・30L・45L の単位で 1 組 10 枚入りとして販売している。 また、令和 5 年 4 月から、館山市清掃センターに自己搬入する際のごみ処理手数料について、重量による無料区分を廃止し、排出量に応じた手数料を定めている。
家庭における排出抑制と再使用の推進	家庭生活が環境へ負荷を与えていることを自覚し、再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制に努め、ごみを出さないライフスタイルを実践する。 ・マイバッグ運動と過剰包装の辞退 ・フリーマーケット・バザー等の活用 ・生ごみの減量化と堆肥化 ・集団回収への積極的参加 宴会時の最初と最後は料理を食べ、食べ残しを減らす 30・15 運動を推進している。
事業者における排出抑制と再使用等の推進	事業者は、自らの事業活動に伴って生じるごみについて自らの責任における適正処理を行うと共に、排出抑制、再資源化等によりその減量に努める。 ・排出者や拡大生産者責任に基づく 3R に Repair を加えた 4R と適切な処理 ・排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用 ・従業員意識の高揚
行政における排出抑制と再使用等の推進	本市における住民、事業者、行政の役割分担を明確にしつつ、ごみに対する総合的かつ計画的な施策の推進を図り、互いに協力し合える体制の整備を行う。 ・住民への情報提供…広報、ホームページ、SNS 等により、ごみの分別方法を周知し、対象となるものは資源ごみとして出すよう促している。 ・事業者への情報提供 ・公共施設での施策 ・生ごみ処理機の普及促進

取り組み	内容
環境教育の推進	<p>教育委員会、社会教育団体、小・中学校等と連携して幅広い世代に対応した効果的な環境学習を推進する。特に環境教育は学校教育の一環として位置づけられていることもあり、地球・生活・ごみの関係性等について、一人ひとりがすべきことを、次世代を担う子供たちが理解をする機会を拡充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理施設見学会の実施</li> <li>・環境学習の提供…生涯学習出前講座により、ごみの減量化や適正処理について啓発している。</li> </ul> <p>館山市内小学校に在学する児童を対象に、清潔で美しいまちづくりの啓発を目的とした館山市環境美化ポスターコンクールを実施している。ごみの減量、分別、再資源化の推進といった環境美化や地球温暖化防止等をテーマとして作品を募集し、応募全作品を展示会で掲載し、また、入賞作品はごみカレンダー等に掲載している。</p>
非定住者に対する施策	<p>本市の地域特性として、夏には海水浴観光、冬から春にかけては花観光と多くの観光客が訪れ、観光客から発生するごみは地域的な特質した問題となっている。</p> <p>ごみのポイ捨て防止運動の推進及び持ち帰り運動の推進などを積極的・継続的に行い、協力を呼びかける。</p>

## 2. 分別区分

現在の本市の分別区分について表 3-2 に示す。

令和 5 年 4 月 1 日より、陶磁器類（茶碗、お皿、土鍋など）の分別区分をガラス類に変更している。また、金属類が 4 種類、ガラス類が 2 種類に細分化した。

表 3-2 ごみの分別区分、品目（例）及びごみの出し方

分別区分		品目（例）	出し方
燃 せ る ご み	燃せるごみ	台所ごみ・衣類・シーツ・履物・プラスチック製品(プラスチック製容器包装を除く)・ゴム・革製品・木くず・庭木・草・紙くず(新聞・雑誌・ダンボールは除く)など	指定袋に入れる
	粗大ごみ	カーペット、自転車、ストーブ、タンス、机、ソファ、金属製トタン、ふとん、毛布、座布団、本棚、マットレス、こたつ(天板を含む)など	粗大ごみ処理券を貼って出す
燃 せ な い ご み	金属類	金属製品(なべ・やかんなど)、小型家電製品、鏡、傘など	透明・半透明袋に入れる
		空き缶	
		乾電池	
	蛍光管・体温計(水銀使用)		
ガラス類	空きびん	透明・半透明袋に入れる	
	ガラス製品、陶器類、植木鉢など		
資 源 ご み	プラスチック製容器包装	プラマークが付いたボトル、包装用フィルム、レジ袋、ポリ袋、色付きトレイ、プラスチック容器・カップ類、白色の発泡スチロール製の食品用トレイ、発泡スチロール製の箱、家電製品等の保護材	透明・半透明袋に入れる
	ペットボトル	飲料用・しょうゆ用・みりん用の容器のみ	透明・半透明袋に入れる
	古紙類	新聞	ひもで縛って出す
		雑誌(雑紙)	
	ダンボール		
飲料用紙パック	牛乳・ジュース・コーヒーなどの紙パック(内側にアルミがあるものは除く)	ひもで縛って出す又は透明・半透明袋に入れる	

参考：令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画、館山市 家庭ごみの分け方・出し方(令和 5 年 4 月～)

### 3. 収集・運搬

#### 1) 収集・運搬の状況

市全域を収集区域としており、収集運搬の状況を表 3-3 に示す。

表 3-3 本市の収集運搬の状況

分別区分		収集回数	収集体制	収集方法	ごみ搬出場所の数
燃せるごみ	燃せるごみ	2回/週	委託	ごみ搬出場所	約1,700箇所
	粗大ごみ	2~3回/月			
燃せないごみ	金属類	2~3回/月			
	ガラス類	2回/月			
資源ごみ	プラスチック製容器包装	1回/週			
	ペットボトル	2~3回/月			
	古紙類	2回/月			
	飲料用紙パック	2回/月			

参考：令和6年度一般廃棄物処理実施計画、館山市 家庭ごみの分け方・出し方（令和5年4月～）

#### 2) 収集車両台数、受入時間等

本市の収集車両台数、収集人員、直接搬入の時間帯等を表 3-4 に示す。

表 3-4 本市の収集車両台数、受入時間等

収集区域		館山市全域			
家庭系ごみ	収集	収集形態	委託		
		収集物	可燃ごみ、不燃ごみ（金属類、粗大ごみ、ガラス類）、プラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙類、飲料用紙パック		
		収集車両	パッカー車 2~3 t 車×24台 ダンプトラック 1.5~2 t 車×9台、3 t 車×1台 トラック・運送トラック 2 t 車×3台		
		収集人員	82名		
	直接搬入	ごみの種類	一般家庭系ごみ、事業系一般廃棄物、産業廃棄物（木くず・紙くず）		
		受入日	月曜日～土曜日（祝日は利用不可、年末年始を除く）		
		受入時間※1	平日 8:45~12:00、13:00~16:00 土曜日 8:45~11:00		
	動物死骸	収集	収集形態	市直営	委託
収集物			市道上の動物死骸		
収集車両			パッカー車 2 t 車×2台 ダンプトラック 2 t 車×2台	パッカー車 2 t 車×9台※2 ダンプトラック 2 t・3 t 車×各1台※2 トラック・運送トラック 2 t 車×2台※2	
収集人員			6名	24名※2	
収集時間			開庁時間	8:00~18:00	

参考：令和6年度一般廃棄物処理実施計画、館山市 家庭ごみの分け方・出し方（令和5年4月～）、市資料

※1 令和7年7月から受入時間は9:00~に変更

※2 家庭系ごみの車両及び人員と共通

#### 4. 中間処理、最終処分場等に係る運営管理体制

##### 1) 中間処理施設、最終処分場の概要

本市の中間処理施設及び最終処分場の概要について表 3-5 及び表 3-6 に示す。

表 3-5 本市の中間処理施設

名称	館山市清掃センター
所在地	館山市出野尾 538 番地
・可燃ごみの処理	
竣工年月	昭和 59 年 10 月 排ガス高度処理等施設整備（平成 14 年度）
総工事費	建物等 17 億円 排ガス高度処理等施設整備 13 億円（平成 14 年度）
処理能力	100 t / 日（50 t / 16 h × 2 炉）
処理方式	准連続焼却式（ストーカー炉）
主要設備	受入・供給設備：ピットアンドクレーン方式 燃焼ガス冷却設備：水噴射式
備考	無公害の施設で、悪臭は熱分解して飛散を防止 煙に含まれるばいじんは、バグフィルターにて除去
・不燃ごみの処理	
施設名称	マテリアルリサイクル施設（令和 7 年度より「マテリアルリサイクル設備」から名称変更）
竣工年月	令和 5 年 4 月
総工事費	5,013 万 1 千円
処理能力	2.6 t / 5 h
処理方式	選別圧縮梱包
備考	アルミ缶、スチール缶、小型家電、金属類、分解選別を要する粗大ごみ、水銀使用廃棄物、ガラスびん、ガラス陶磁器等がれき類に分別

参考：令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画

名称	館山市有害鳥獣焼却処理施設
所在地	館山市出野尾 534 番地 1
竣工年月	令和 5 年 3 月

参考：令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画、個別施設計画〈有害鳥獣焼却処理施設〉

表 3-6 本市の最終処分場

名称	館山市一般廃棄物最終処分場
所在地	館山市西長田 1153 番地
竣工年月	昭和 60 年 3 月
総工事費	8,942 万 6 千円
埋立容量	60,000 m <sup>3</sup> (当初)
嵩上工事	平成 6 年度 : 嵩上後容量 74,200 m <sup>3</sup> 平成 11 年度 : 嵩上後容量 119,200 m <sup>3</sup>
処理方法	生物処理
水処理能力	35 m <sup>3</sup> /日
水処理方式	既設生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋ キレート吸着＋滅菌処理

参考：令和 6 年度一般廃棄物処理実施計画、清掃事業概要（令和 6 年度版）

2) 中間処理施設、最終処分場の運営管理体制

本市の中間処理施設及び最終処分場については、市直営で運営・管理されている。施設別人員配置について表 3-7 に示す。

表 3-7 施設別人員配置

施設	人員
衛生センター	7 名
清掃センター	20 名
マテリアルリサイクル設備	1 名
最終処分場	1 名
有害鳥獣焼却処理設備	2 名
合計	31 名

参考：市資料

## 5. 処理施設のハード面を含めた状況等

### 1) 館山市清掃センター

#### ① 焼却施設

可燃性の一般廃棄物（家庭系、事業系共）の焼却施設について、本市が直営で運営している。昭和 59 年 10 月に稼働を開始後、平成 15 年にダイオキシン対策のためバグフィルターを設置。劣化や老朽化の進行状況を鑑み、可燃ごみの安定した継続処理のため、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて、基幹的設備改良（長寿命化）工事を実施した。

令和 6 年 3 月に工事が完了し、完了後 15 年間（令和 20 年度まで）稼働する計画となっており、その間も適切な維持補修を行う。

#### ② マテリアルリサイクル施設

不燃ごみの処理施設として令和 5 年 4 月に稼働を開始、民間業者に管理運営業務を委託している。清掃センターの敷地内に磁選機付圧縮設備や作業スペースを設置して金属・ガラス類等の不燃ごみの受入れを行っている。

隣接している安房郡市広域市町村圏事務組合の粗大ごみ処理施設（令和 5 年 3 月廃止）の解体工事を令和 7 年度から令和 8 年度に実施しており、解体工事と並行して不燃ごみの受入・選別・圧縮作業を継続する必要がある、必要な作業スペースの確保や車両動線の変更が課題となっている。

解体工事終了後は作業スペースの拡張を予定しており、より効率的な受入れ・選別処理が実施可能になる予定である。

### 2) 館山市最終処分場

館山市清掃センターの焼却処理により発生する焼却灰及び不燃物のがれきを埋め立てる施設であるが、平成 22 年度以降、延命化のため焼却灰は民間業者に処理委託をして外部搬出している。

現在は金属類残渣・ガラス類残渣を埋立処分し、平成 29 年度末の現地測量結果を踏まえ、現在令和 15 年度までの埋立計画を千葉県に届出ている。

### 第3節 ごみ処理の実績と推計

#### 1. ごみ排出量の実績

##### 1) 排出形態別のごみ排出量の推移

本市の過去10年間の排出形態別のごみ排出量の推移を表3-8及び図3-2に示す。

本市のごみの排出形態は、家庭から排出される“生活系ごみ”及び事業者から排出される“事業系ごみ”に分けられ、生活系ごみは再資源化可能な“資源ごみ”及びそれ以外の“家庭系ごみ”に分けられる。

表 3-8 排出形態別のごみ排出量の推移

(単位: t/年)

年度		H27	H28	H29	H30	R1 <sup>※</sup>	R2 <sup>※</sup>	R3	R4	R5	R6
生活系ごみ	家庭系ごみ	12,459	12,429	12,000	11,890	11,668	10,744	10,337	9,870	9,308	9,139
	資源ごみ	2,357	2,224	2,144	2,077	3,652	3,551	3,291	3,102	2,877	2,839
事業系ごみ		6,314	6,387	6,394	6,255	6,076	5,733	6,018	5,796	5,935	5,959
総排出量		21,130	21,040	20,538	20,222	21,396	20,028	19,646	18,768	18,120	17,937

出典：館山市HP「館山市の排出形態別のごみ排出量」、市資料

※令和元年度に発生した令和元年房総半島台風等による災害ごみにより、ごみ排出量が一時的に増加した。

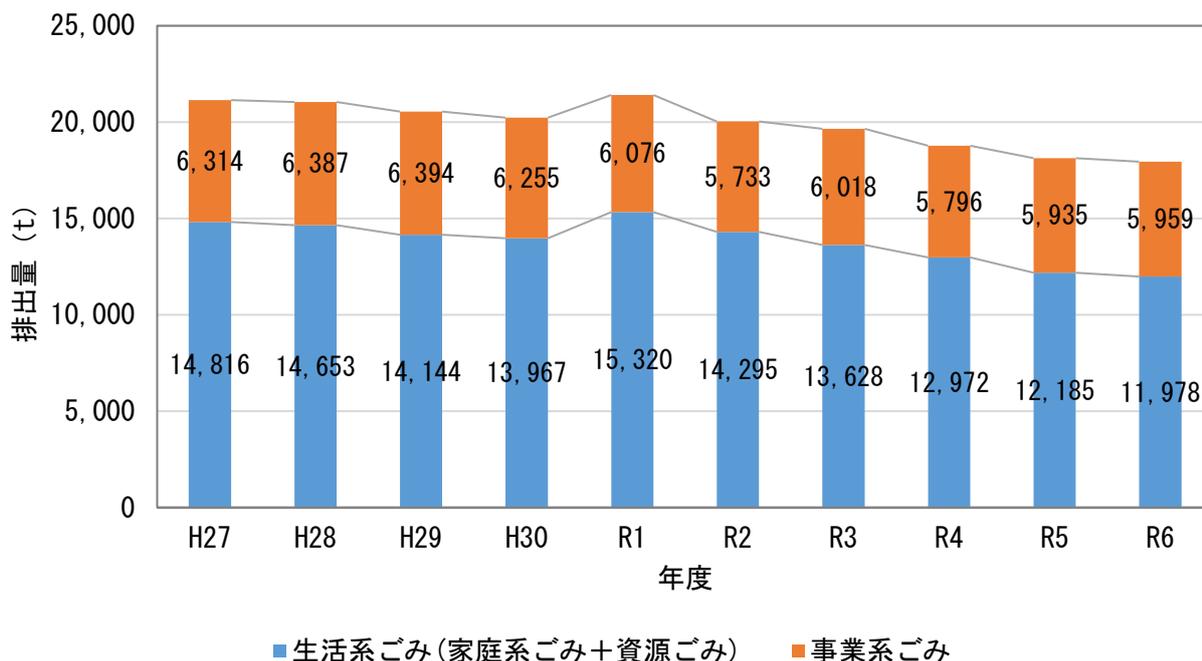


図 3-2 生活系ごみ（家庭系ごみ+資源ごみ）及び事業系ごみの排出量の推移

## 2) 種類別ごみ排出量

本市の過去10年間の種類別ごみ排出量の推移を表3-9及び図3-3に示す。

表 3-9 種類別ごみ排出量の推移

(単位: t/年)

年度		H27 <sup>※1</sup>	H28	H29	H30	R1 <sup>※2</sup>	R2 <sup>※2</sup>	R3	R4	R5	R6
項目											
	可燃物	17,369	17,445	17,019	16,751	17,744	16,477	16,355	15,666	15,243	15,098
	金属類・粗大ごみ	885	894	908	943	1,157	1,142	924	822	646	649
	ガラス類	520	478	467	451	479	450	418	404	443	469
資源ごみ	古紙類	1,828	1,709	1,627	1,560	1,492	1,415	1,399	1,328	1,260	1,198
	飲料用紙パック	11	11	11	11	10	10	11	11	10	10
	ペットボトル	194	198	199	207	213	221	225	226	218	218
	プラスチック製容器包装	324	307	307	300	301	313	315	312	300	295
	総排出量	21,131	21,042	20,538	20,223	21,396	20,028	19,647	18,769	18,120	17,937

出典：館山市 HP「館山市の種類別ごみ排出量」、市資料

※1 平成27年度から、「白色トレイ」「発泡スチロール」を「プラスチック製容器包装」と合わせて収集、処理

※2 令和元年度に発生した令和元年房総半島台風等による災害ごみにより、ごみ排出量が一時的に増加した。

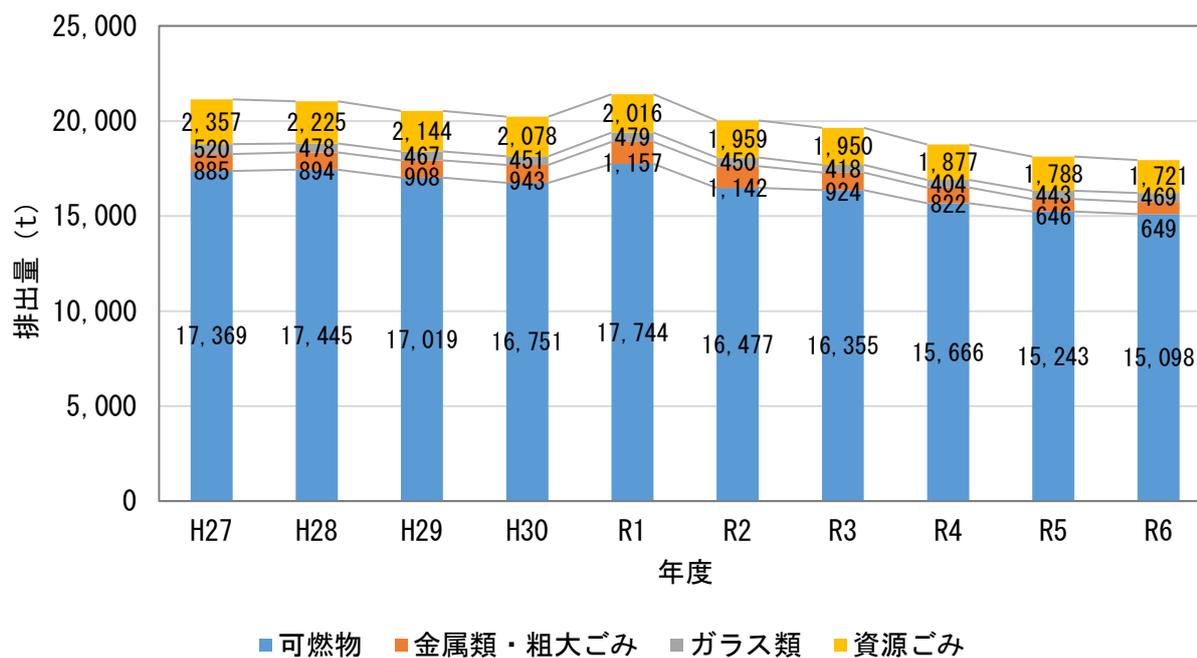


図 3-3 種類別ごみ排出量の推移



## 2. ごみ減量化の実績

### 1) ごみ排出量

ごみの総排出量が 15.1%、生活系ごみ排出量が 19.2%減少したが、事業系ごみ排出量は 5.6%の減少にとどまった。

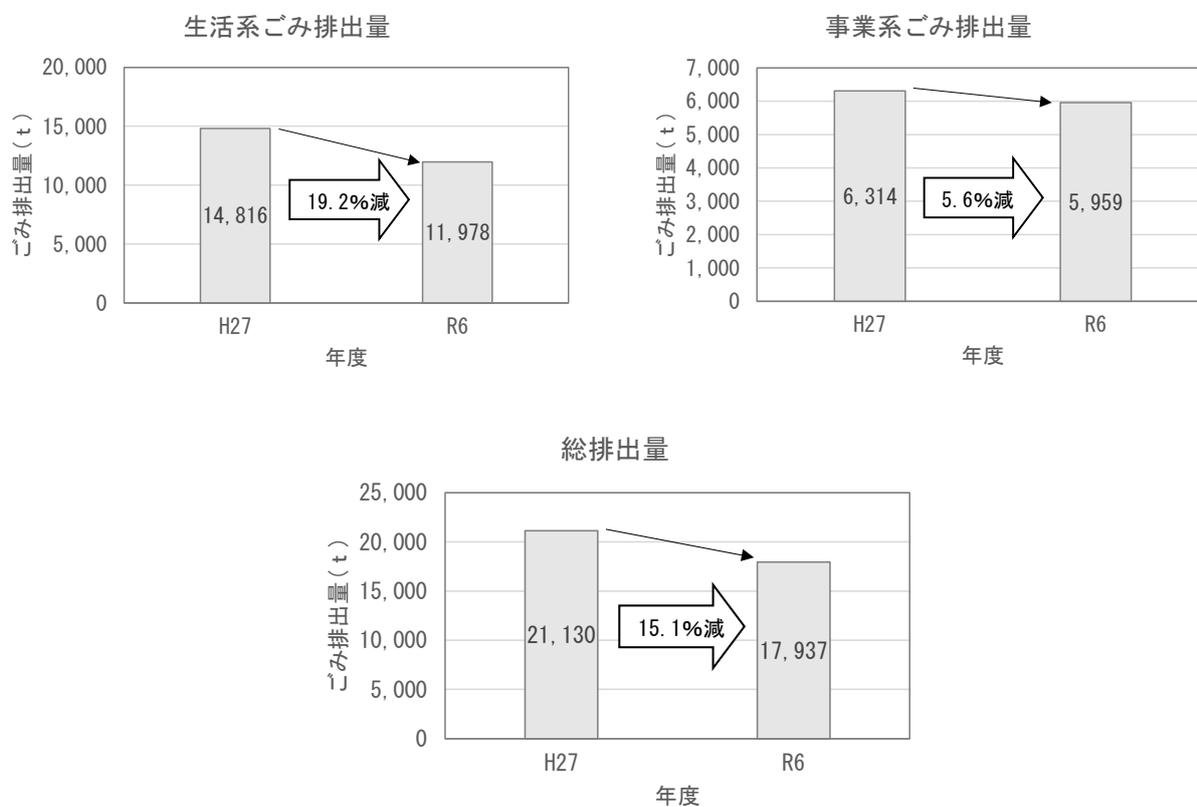


図 3-5 ごみ排出量の減量化実績

## 2) ごみ排出量原単位

ごみの総排出量原単位が 5.5%、生活系ごみ排出量原単位が 10.0%の減少となったが、事業系ごみ排出量原単位は 5.0%の増加となった。

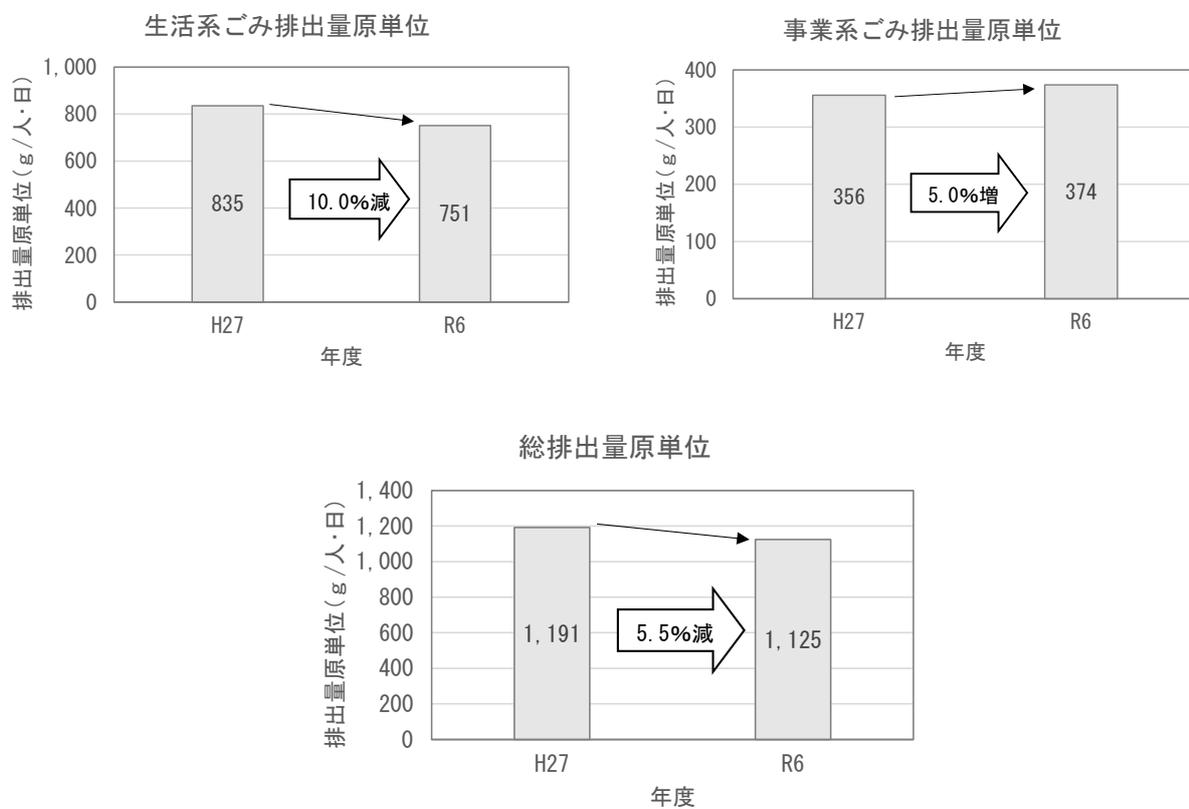


図 3-6 ごみ排出量原単位の減量化実績

### 3. 再資源化・再生処理量の実績

本市の過去10年間の再資源化量及び再資源化率の推移を表3-11及び図3-7に示す。

表 3-11 再資源化量及び再資源化率の推移

(単位: t/年)

項目	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 <sup>※</sup>	R6
	再資源化量										
ガラス		432	369	378	357	347	338	336	365	300	300
鉄		255	241	238	244	278	276	238	208	48	48
アルミ		107	105	105	106	118	115	108	103	87	90
古紙類		1,828	1,709	1,627	1,559	1,492	1,415	1,399	1,328	1,260	1,198
飲料用紙パック		11	10	11	11	10	10	11	11	10	10
ペットボトル		175	174	172	188	183	193	190	193	192	190
プラスチック製容器包装		270	265	246	272	241	262	249	259	227	238
水銀使用廃製品・乾電池		—	—	—	—	—	—	—	—	17	23
不適物金属		—	—	—	—	—	—	—	—	212	210
小型家電		—	—	—	—	—	—	—	—	85	86
木くず		—	—	—	—	—	—	—	—	154	0
合計		3,078	2,873	2,777	2,737	2,669	2,609	2,531	2,467	2,592	2,393
総排出量		21,131	21,042	20,538	20,223	21,396	20,028	19,647	18,769	18,120	17,937
再資源化率 (%)		14.6%	13.7%	13.5%	13.5%	12.5%	13.0%	12.9%	13.1%	14.3%	13.3%

出典：館山市HP「館山市の資源ごみ再資源化率」、市資料

※金属類及び粗大ごみについて、令和5年度より破碎処理から手選別処理に変更したことにより、前年度に比べ選別される鉄量が減少し、不適物金属量が増加した。

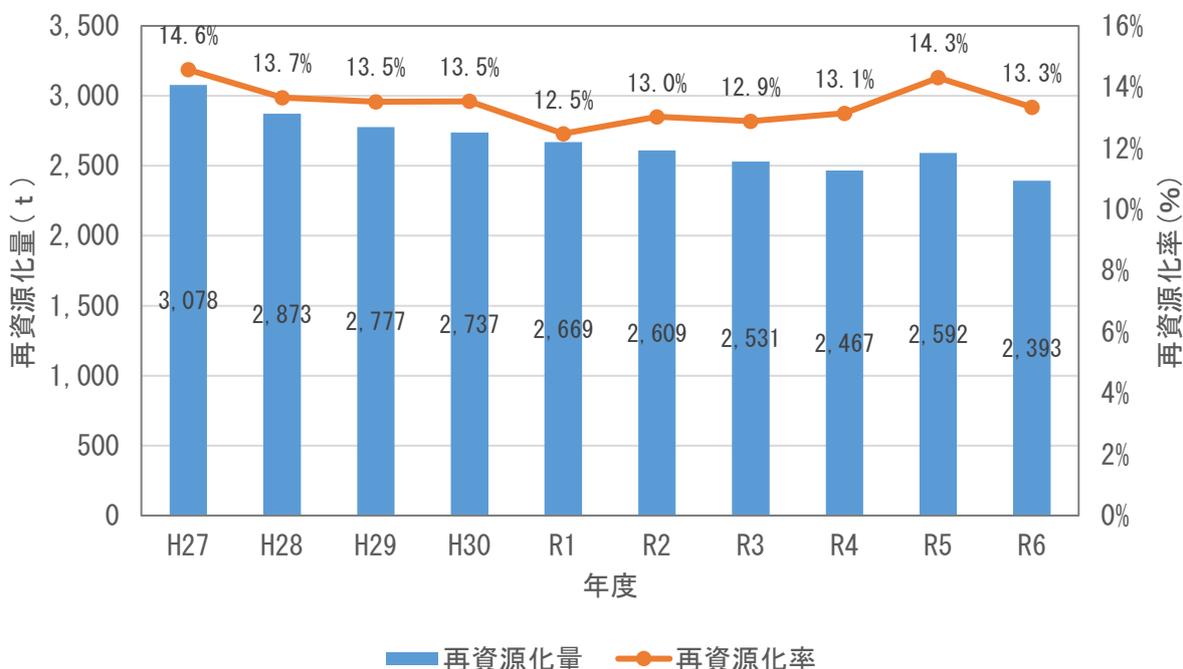


図 3-7 再資源化量及び再資源化率の推移

#### 4. ごみの処理及び処分量の実績

##### 1) 行政回収量、直接搬入量の実績

本市の過去 10 年間の搬入量の推移について表 3-1 2 に示す。

表 3-1 2 搬入量の推移

(単位: t/年)

年度		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
項目	可燃物	17,369	17,445	17,019	16,751	17,744	16,477	16,355	15,666	15,243	15,098
不 燃 物	金属類・粗大ごみ	885	894	908	943	1,157	1,143	924	822	646	649
	ガラス類	520	478	467	451	479	450	418	404	443	469
	小計	1,405	1,372	1,375	1,394	1,636	1,593	1,342	1,226	1,089	1,118
	ペットボトル	194	198	199	207	213	221	225	226	218	218
	プラスチック製容器包装	324	307	307	300	301	313	315	312	300	295
古 紙 類	新聞	873	811	744	691	593	522	518	488	442	409
	雑誌	495	438	420	417	461	439	377	346	330	318
	ダンボール	461	460	463	452	464	484	503	494	488	471
	小計	1,829	1,709	1,627	1,560	1,518	1,445	1,398	1,328	1,260	1,198
	飲料用紙パック	11	11	11	11	10	10	11	11	10	10
	総搬入量	21,132	21,042	20,538	20,223	21,422	20,059	19,646	18,769	18,120	17,937

出典：館山市「清掃事業概要 令和 6 年度版（令和 5 年度実績）」、「清掃事業概要 令和元年度版（平成 30 年度実績）」、市資料

※平成 27(2015)年度から、「白色トレイ」「発泡スチロール」を「プラスチック製容器包装」と合わせ収集、処理

※各項目の搬入量においては、kg 単位の数値を t 単位の数値に調整(小数点以下四捨五入)している。そのため、総搬入量について実績と表中の数値が一致しない場合がある。

## 2) 中間処理量の実績

本市の過去 10 年間の中間処理量の推移について表 3-1 3 に示す。

表 3-1 3 中間処理量の推移

(単位: t/年)

項目		年度										
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5 <sup>※1</sup>	R6	
処 焼 理 却	搬入	17,369	17,445	17,019	16,751	17,744	16,477	16,355	15,666	15,089	15,098	
	粗大他 <sup>※2</sup>	251	238	243	248	296	316	296	297	234	242	
	計	17,620	17,683	17,262	16,999	18,040	16,793	16,651	15,963	15,323	15,340	
再資源化	草木	—	—	—	—	—	—	—	—	154	—	
処 破 理 砕	金属 類・粗 大ごみ	委託・個人	885	894	908	943	1,157	1,143	924	822	—	—
		他	1	1	1	1	1	1	1	1	—	—
		がれき	294	163	162	167	197	178	154	144	—	—
	計	1,180	1,058	1,071	1,111	1,355	1,322	1,079	967	—	—	
手 選 別	金属 類・粗 大ごみ	委託・個人	—	—	—	—	—	—	—	—	646	649
		他	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
		がれき	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	計	—	—	—	—	—	—	—	—	648	651	
	ガラス類	委託・個人	520	478	467	451	479	450	418	404	443	469
		施設直接搬入	226	65	84	86	81	77	81	117	22	81
	計	746	543	551	537	560	527	499	521	465	550	
ペットボトル	194	198	199	207	213	221	225	226	218	218		
プラスチック製容器包装	324	307	307	300	301	313	315	312	300	295		
再資源化	古紙類・飲料用紙 <sup>パツ</sup>	1,839	1,720	1,638	1,570	1,528	1,455	1,409	1,339	1,270	1,208	
総処理量		21,903	21,509	21,028	20,724	21,997	20,631	20,178	19,328	18,378	18,262	

出典：館山市「清掃事業概要 令和 6 年度版（令和 5 年度実績）」、「清掃事業概要 令和元年度版（平成 30 年度実績）」、市資料

※1 令和 5 年度から金属類・粗大ごみについて手選別処理に変更

※2 可燃物（粗大他）：粗大 No. 1 + 粗大 No. 2 + その他ふとん + 委託処理残渣（平成 31 年度～令和 4 年度）

※3 各項目の処理量においては、kg 単位の数値を t 単位の数値に調整（小数点以下四捨五入）している。そのため、処理量について実績と表中の数値が一致しない場合がある。

## 3) 最終処分量の実績

本市の過去 10 年間の最終処分量の推移について表 3-1 4 に示す。

表 3-1 4 最終処分量の推移

(単位: t/年)

項目		年度									
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
最 終 処 分 場 搬 入	焼却残渣 <sup>※1</sup>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	がれき	543	423	434	453	548	546	468	421	156	239
	その他	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0
	覆土	1,384	1,214	1,125	1,147	693	790	655	555	655	646
	計	1,927	1,638	1,559	1,600	1,241	1,336	1,124	976	812	885
外 部 委 託	埋立委託	3,295	1,950	2,109	2,089	2,296	2,380	2,228	1,914	1,533	1,803
	エコセメント溶融固化	795	695	698	601	486	514	505	415	201	37
	計	4,090	2,645	2,807	2,690	2,782	2,894	2,733	2,329	1,734	1,840
最終処分量 合計 <sup>※2</sup>		6,017	4,283	4,366	4,290	4,023	4,230	3,857	3,305	2,546	2,725

出典：館山市「清掃事業概要 令和 6 年度版（令和 5 年度実績）」、「清掃事業概要 令和元年度版（平成 30 年度実績）」、市資料

※1 焼却残渣は平成 14 年度から外部委託処理

※2 各項目の処分量においては、kg 単位の数値を t 単位の数値に調整（小数点以下四捨五入）している。そのため、処分量の合計について実績と数値が一致しない場合がある。

#### 4) 焼却量、再資源化量、最終処分量の推移

本市の過去 10 年間の焼却量、再資源化量及び最終処分量の推移について表 3-15 及び図 3-8 に示す。

表 3-15 焼却量、再資源化量及び最終処分量の推移

(単位: t/年)

項目 \ 年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
排出量	21,130	21,040	20,538	20,222	21,396	20,028	19,646	18,768	18,120	17,937
焼却量	17,620	17,683	17,262	16,999	18,040	16,793	16,651	15,963	15,323	15,340
焼却率(%)	(83.4%)	(84.0%)	(84.0%)	(84.1%)	(84.3%)	(83.8%)	(84.8%)	(85.1%)	(84.6%)	(85.5%)
再資源化量	3,078	2,873	2,777	2,737	2,669	2,609	2,531	2,467	2,592	2,393
再資源化率(%)	(14.6%)	(13.7%)	(13.5%)	(13.5%)	(12.5%)	(13.0%)	(12.9%)	(13.1%)	(14.3%)	(13.3%)
最終処分量	6,017	4,283	4,366	4,290	4,023	4,230	3,857	3,305	2,546	2,725
最終処分率(%)	(28.5%)	(20.4%)	(21.3%)	(21.2%)	(18.8%)	(21.1%)	(19.6%)	(17.6%)	(14.1%)	(15.2%)

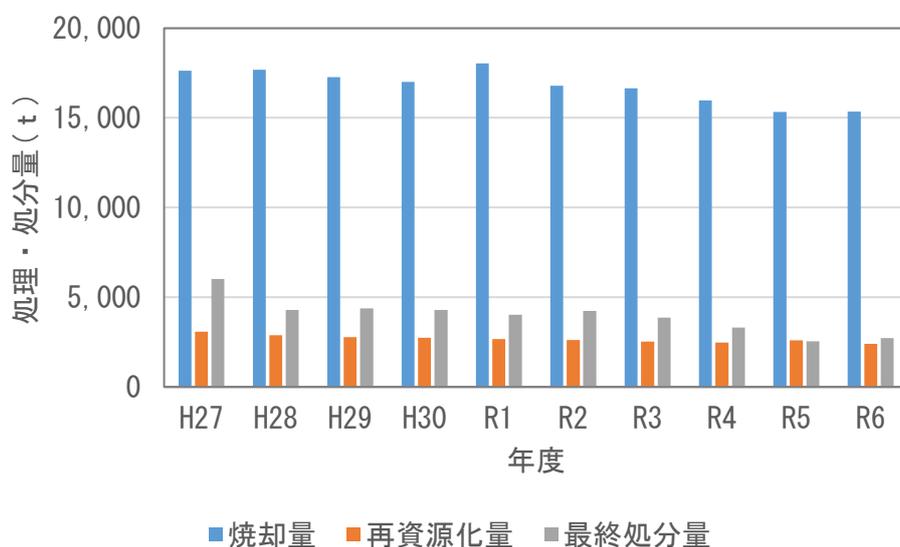


図 3-8 焼却量、再資源化量及び最終処分量の推移

5. ごみの性状（組成、発熱見込量）

本市の過去10年間のごみ質分析結果について表 3-16 及び図 3-9、図 3-10 に示す。

表 3-16 ごみ質分析結果（各年度平均値）

項目		年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均
種類組成 (乾ベース)	紙・布類	(%)	35.3	34.9	35.9	30.8	43.8	35.8	30.3	49.4	37.5	36.3	37.0
	ビニル・ゴム・合成樹脂・皮革類	(%)	20.1	22.6	25.6	23.7	19.4	21.9	21.7	22.0	21.6	30.8	22.9
	木・竹・藁類	(%)	24.1	23.9	25.7	31.0	17.3	20.8	18.1	13.6	20.4	20.8	21.6
	厨芥類	(%)	11.7	11.4	7.5	8.0	9.6	9.4	17.5	7.1	14.4	9.7	10.6
	不燃物類	(%)	0.4	0.1	0.3	0.0	5.3	4.3	5.2	5.4	2.4	1.0	2.4
	その他	(%)	8.4	7.1	5.0	6.5	4.7	7.8	7.2	2.5	3.7	1.7	5.5
単位容積重量		(kg/m <sup>3</sup> )	182.0	183.5	171.3	170.5	150.3	123.0	168.3	142.0	164.8	90.3	154.6
三成分	水分	(%)	59.8	55.5	51.7	50.0	42.7	41.8	48.4	39.2	47.3	40.0	47.6
	灰分	(%)	5.8	6.1	5.3	5.6	10.4	10.6	9.7	9.2	7.0	5.0	7.5
	可燃分	(%)	34.5	38.4	43.0	44.4	46.9	47.6	42.0	51.6	45.8	55.1	44.93
低位発熱量(計算値)		(kcal/kg)	1,193	1,398	1,625	1,695	1,855	1,890	1,598	2,083	1,774	2,235	1,735
低位発熱量(実測値)		(kcal/kg)	1,543	1,433	1,608	1,723	2,152	2,418	1,855	2,418	2,112	2,485	1,975

※種類組成分析結果は、各年度6回の平均値であるため、合計は100を前後する。

※低位発熱量とは、ごみの全発熱量から水分の蒸発量等の値を引いた値を表す。計算値は、ごみの組成から一定の式で計算された値で、実測値とは、ごみの一部を燃やして測定した値である。

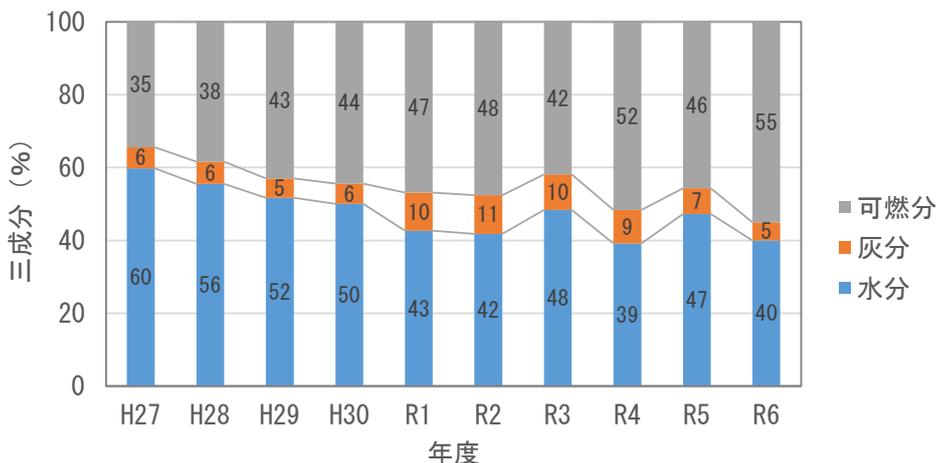


図 3-9 ごみの三成分（水分・灰分・可燃分）の推移（各年度平均値）

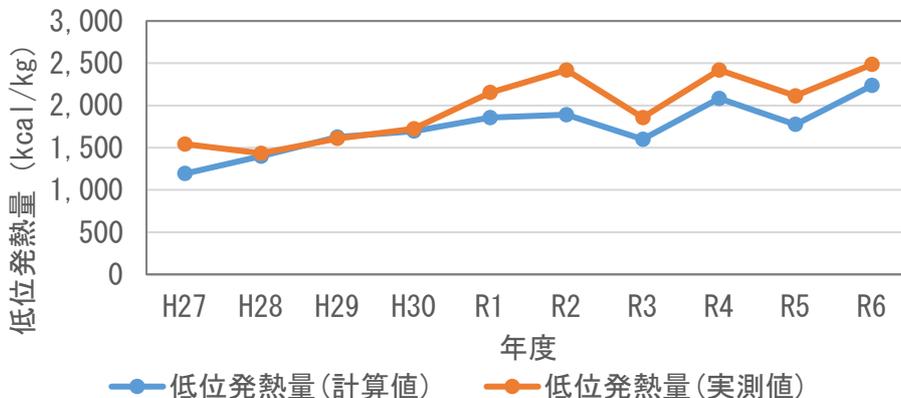


図 3-10 ごみの低位発熱量の推移

6. 一般廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出見込量

1) ごみの焼却による温室効果ガス排出見込み量

本市の過去10年間のごみの焼却による温室効果ガス排出見込量について表3-17に示す。

表 3-17 温室効果ガス排出見込量（焼却）の推移

項目				年度							
				H27	H28	H29	H30	R1	R2		
活動量	焼却量			t	17,620	17,683	17,262	16,999	18,040	16,793	
	ごみ質 分析結果	可燃分及び灰分		%	40.3	44.5	48.3	50.0	57.3	58.2	
		種類組成(乾ベース) [ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類]		%	20.1	22.6	25.6	23.7	19.4	21.9	
	推定プラスチック類量(乾ベース) <sup>**2</sup>			t	1,257	1,567	1,880	1,775	1,767	1,886	
	A重油使用量			kL	43.5	47.5	44.0	44.0	39.0	48.0	
電気使用量			kWh	2,135,802	2,127,547	2,116,462	2,123,701	2,215,602	2,217,562		
ガス排出 効果	CO <sub>2</sub>	エネルギー 起源	燃料の使用 (単位発熱量: 38.9GJ/kL)	排出係数	tCO <sub>2</sub> /kWh					0.0193	
			排出量	tCO <sub>2</sub>		120	131	121	121	107	132
		他人から供給さ れた電気の使用	排出係数 <sup>**4</sup>	tCO <sub>2</sub> /kWh					0.000408		
		排出量	tCO <sub>2</sub>		871	868	864	866	904	905	
	非エネルギー 起源	廃プラスチック類の 焼却	排出係数	tCO <sub>2</sub> /t					2.76		
			排出量	tCO <sub>2</sub>		3,470	4,324	5,189	4,898	4,876	5,204
	CH <sub>4</sub>	廃棄物の焼却 (準連続燃焼式)	排出係数	tCH <sub>4</sub> /t					0.000021		
			排出量	tCH <sub>4</sub>		0.37002	0.371343	0.362502	0.356979	0.37884	0.352653
	N <sub>2</sub> O	廃棄物の焼却 (準連続燃焼式)	排出係数	tN <sub>2</sub> O/t					0.000073		
			排出量	tN <sub>2</sub> O		1.28626	1.290859	1.260126	1.240927	1.31692	1.225889
CO <sub>2</sub> 換算	CH <sub>4</sub>	地球温暖化係数:28	排出量	tCO <sub>2</sub>		10	10	10	9	10	9
	N <sub>2</sub> O	地球温暖化係数:265	排出量	tCO <sub>2</sub>		340	342	333	328	348	324
温室効果ガス算定排出量 合計				tCO <sub>2</sub>	4,811	5,675	6,517	6,223	6,245	6,574	

項目				年度						
				R3	R4 <sup>*1</sup>	R5 <sup>*1</sup>	R6	算出式		
活動量	焼却量			t	16,651	15,963	15,323	15,340	a	
	ごみ質 分析結果	可燃分及び灰分		%	51.7	60.8	52.8	60.1	b	
		種類組成(乾ベース) [ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類]		%	21.7	22.0	21.6	30.8	c	
	推定プラスチック類量(乾ベース) <sup>**2</sup>			t	1,646	1,881	1,540	2,502	d=a*b*c*(1-付着物割合 <sup>**3</sup> )	
	A重油使用量			kL	39.0	20.5	18.0	38.0	e	
電気使用量			kWh	2,187,510	1,909,256	1,685,689	1,998,044	f		
ガス排出 効果	CO <sub>2</sub>	エネルギー 起源	燃料の使用 (単位発熱量: 38.9GJ/kL)	排出係数	tCO <sub>2</sub> /kWh				0.0193	g
			排出量	tCO <sub>2</sub>		107	56	50	105	A1=e*単位発熱量*g*44/12
		他人から供給さ れた電気の使用	排出係数 <sup>**4</sup>	tCO <sub>2</sub> /kWh				0.000408	h	
		排出量	tCO <sub>2</sub>		893	779	688	815	A2=f*h	
	非エネルギー 起源	廃プラスチック類の 焼却	排出係数	tCO <sub>2</sub> /t				2.76	i	
			排出量	tCO <sub>2</sub>		4,542	5,191	4,249	6,904	B=d*i
	CH <sub>4</sub>	廃棄物の焼却 (準連続燃焼式)	排出係数	tCH <sub>4</sub> /t				0.000021	j	
			排出量	tCH <sub>4</sub>		0.349671	0.335223	0.321783	0.32214	X=a*j
	N <sub>2</sub> O	廃棄物の焼却 (準連続燃焼式)	排出係数	tN <sub>2</sub> O/t				0.000073	k	
			排出量	tN <sub>2</sub> O		1.215523	1.165299	1.118579	1.11982	Y=a*k
CO <sub>2</sub> 換算	CH <sub>4</sub>	地球温暖化係数:28	排出量	tCO <sub>2</sub>		9	9	9	C=X*28	
	N <sub>2</sub> O	地球温暖化係数:265	排出量	tCO <sub>2</sub>		322	308	296	D=Y*265	
温室効果ガス算定排出量 合計				tCO <sub>2</sub>	5,873	6,343	5,291	8,129	A1+A2+B+C+D	

参考) 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver.6.0)」(令和7年3月)

※1 令和4、5年度は基幹改良工事を行っており、焼却量及び電力使用量が本市清掃センターからの排出量とは一致しないため、参考値として排出見込量を算出している。

※2 推定プラスチック類量は、各年度の焼却量及びごみ質分析結果年平均値をもとに以下のように算出している。推定プラスチック類量(t) = 焼却量(t) × ごみの可燃分及び灰分(%) × ビニール・ゴム・合成樹脂・皮革類の割合(%) × (1-付着物割合<sup>\*\*3</sup>)

※3 付着物割合…「一般廃棄物の廃プラスチック類の付着物割合(プラスチックに残留している、食品などの生物由来廃棄物の割合)」については、測定していないため、算定マニュアルにおける付着物割合(11.9%)を採用する。

※4 東京電力エナジーパートナー: 令和5年度調整後排出係数(固定価格買取制度に基づき国から配分された環境価値(余剰非化石価値相当量)や電力会社が調達した非化石証書の環境価値等による調整を反映した後のCO<sub>2</sub>排出係数)

2) ごみの収集・運搬による温室効果ガス排出見込み量（参考）

本市のごみの収集・運搬による温室効果ガス排出見込量について表 3-18 に示す。なお、走行距離については令和 3 年度から記録しているため、過去 4 年間の排出見込量を算定している。

また、燃料使用量については走行距離の概算値に仮定した燃費を除いて算出しているため、以下に算定される温室効果ガスの排出見込み量はあくまで参考値となる。

表 3-18 温室効果ガス排出見込量（収集・運搬）の推移

項目				年度				R3	R4	R5	R6	算出式
1台あたり 走行 距離	バッカー車	3t以下	24台	km/台	3,925	3,882	3,941	3,763	a			
		1.5～2t車	12台	km/台	3,925	3,882	3,941	3,763				
	トラック等	2～3t車	1台	km/台	3,925	3,882	3,941	3,763				
走行 距離 計	バッカー車	3t以下(燃費:1.92km/L) <sup>※1</sup>		km	94,200	93,168	94,584	90,312	b=a*各台数			
		1.5～2t車(燃費:11.93km/L) <sup>※2</sup>		km	47,100	46,584	47,292	45,156				
	2～3t車(燃費:10.59km/L) <sup>※2</sup>		km	3,925	3,882	3,941	3,763					
燃料使用量				kL	53.4	52.8	53.6	51.2	X=b/各燃費/1000			
温室効果 ガス排出 量	CO <sub>2</sub>	単位発熱量：33.4GJ/kL 排出係数：0.0187tC/GJ		tCO <sub>2</sub>	122	121	123	117	Y=X*33.4*0.0187 *44/12			
温室効果ガス算定排出量 合計				tCO <sub>2</sub>	122	121	123	117	Y			

参考) 環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver6.0)」(令和 7 年 3 月)

※1 建設廃棄物協同組合「収集運搬データ 2015 平均燃費」1 台当たりの平均燃費 (バッカー、3t 以下)

※2 国土交通省 HP 自動車燃費一覧 (令和 7 年 3 月)「自動車の燃費基準値」(トラック等、最大積載量～1.5t 及び 1.5～2t、測定方法 JH25 モード)

7. ごみ処理の推計

1) 排出量の推計

①直近の排出量原単位

過去5年間の排出量原単位の平均を直近の排出量原単位として算出する。

表 3-19 直近の排出量原単位

(単位:g/人・日)

項目		年度					平均
		R2	R3	R4	R5	R6	
生活系 ごみ	家庭系ごみ	641	624	603	574	573	603.1
	資源ごみ	212	199	189	177	178	191.1
事業系ごみ		342	363	354	366	374	359.8
総排出量		1,196	1,186	1,146	1,117	1,125	1,154

②排出量の推計

①により算出した直近の排出量原単位及び表 2-3 に示す人口推計より、排出形態別のごみ排出量について算出する。排出形態別のごみ排出量の推計結果について表 3-20 及び図 3-11 に示す。

表 3-20 排出形態別のごみ排出量推計

(単位:t/年)

項目		年度															
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
生活系 ごみ	家庭系ごみ	9,378	9,294	9,219	9,095	8,998	8,906	8,832	8,715	8,623	8,531	8,477	8,352	8,263	8,174	8,108	8,001
	資源ごみ	2,972	2,945	2,921	2,882	2,851	2,822	2,799	2,761	2,732	2,703	2,686	2,646	2,618	2,590	2,569	2,535
事業系ごみ		5,595	5,544	5,500	5,426	5,368	5,313	5,269	5,199	5,144	5,090	5,057	4,982	4,929	4,877	4,837	4,773
総排出量		17,945	17,783	17,639	17,403	17,217	17,041	16,900	16,675	16,499	16,324	16,220	15,980	15,810	15,641	15,515	15,310

※各ごみ排出量(t) = 推計人口(人) × 各原単位(5か年平均、g/人・日) × 365日(R9、R13、R17、R21年度は366日) ÷ 10<sup>6</sup>  
 ※総排出量は、端数の関係により家庭系ごみ、資源ごみ及び事業系ごみの合計と合わない場合がある。

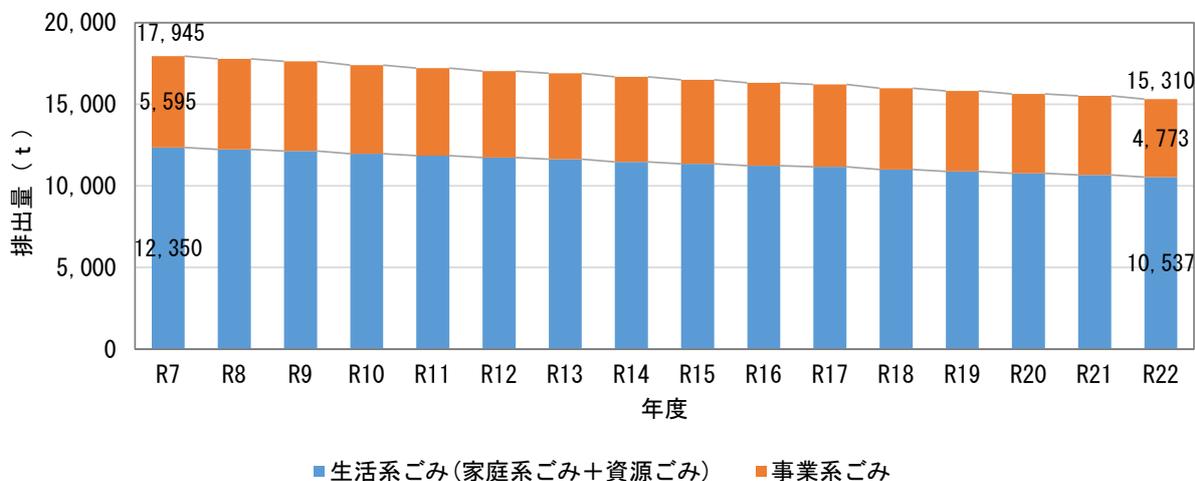


図 3-11 排出形態別のごみ排出量推計 (生活系ごみ及び事業系ごみ)

2) 処理処分量の推計

①直近のごみの処理及び処分量の割合

過去5年間の焼却率、再資源化率及び最終処分量の平均を直近のごみの処理及び処分量の割合として算出する。

表 3-2 1 直近のごみの処理及び処分量の割合

項目	年度					
	R2	R3	R4	R5	R6	平均
焼却率	83.8%	84.8%	85.1%	84.6%	85.5%	84.7%
再資源化率	13.0%	12.9%	13.1%	14.3%	13.3%	13.3%
最終処分量	21.1%	19.6%	17.6%	14.1%	15.2%	17.5%

②処理処分量の推計

表 3-2 0 に示すごみ排出量の推計結果に、①により算出した直近のごみの処理及び処分量の割合を乗じて、処理処分量を算出する。焼却量、再資源化量及び最終処分量の推計結果について表 3-2 2 及び図 3-1 2 に示す。

表 3-2 2 焼却量、再資源化量及び最終処分量の推計

(単位: t/年)

項目	年度															
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22
排出量	17,945	17,783	17,639	17,403	17,217	17,041	16,900	16,675	16,499	16,324	16,220	15,980	15,810	15,641	15,515	15,310
焼却量	15,199	15,062	14,940	14,740	14,583	14,434	14,314	14,124	13,974	13,827	13,738	13,535	13,391	13,248	13,141	12,968
再資源化量	2,387	2,365	2,346	2,315	2,290	2,266	2,248	2,218	2,194	2,171	2,157	2,125	2,103	2,080	2,064	2,036
最終処分量	3,140	3,112	3,087	3,045	3,013	2,982	2,957	2,918	2,887	2,857	2,838	2,797	2,767	2,737	2,715	2,679

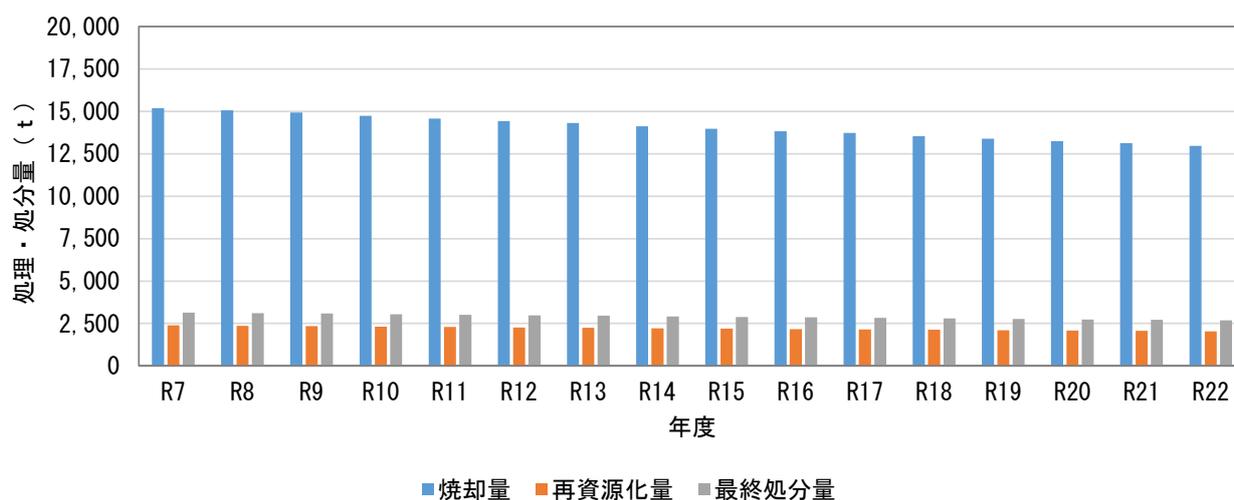


図 3-1 2 焼却量、再資源化量及び最終処分量の推計

## 第4節 ごみ処理の評価

### 1. 前回基本計画（平成24年3月策定）の達成状況

#### 1) 数値目標

館山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成24年3月、令和4年3月一部変更。以下「前回基本計画」という。）の達成状況は、令和6年度現在において以下の通りである。

表 3-23 前回基本計画の数値目標（ごみ排出量）

項目		平成22年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (前回基本計画目標値)	達成状況	
人口		人	50,388	43,672	49,382	—
総排出量	排出量	t	23,141	17,937	19,971	—
	1人1日当たり排出量 (H22年度比増減)	g/人・日	1,258	1,125 (-11%)	1,108 (-12%)	やや困難
家庭系ごみ <sup>※</sup>	排出量	t	15,888	11,978	13,699	—
	1人1日当たり排出量 (H22年度比増減)	g/人・日	864	751 (-13%)	760 (-12%)	達成
資源を除く 家庭系ごみ	排出量	t	13,195	9,139	10,598	—
	1人1日当たり排出量 (H22年度比増減)	g/人・日	717	573 (-20%)	588 (-18%)	達成
事業系ごみ	排出量	t	7,253	5,959	6,321	—
	1人1日当たり排出量 (H22年度比増減)	g/人・日	394	374 (-5%)	351 (-11%)	やや困難

※前回基本計画上の項目名。本計画における「生活系ごみ」と同義。

表 3-24 前回基本計画の数値目標（再資源化率、最終処分量）

項目		平成22年度 (実績)	令和6年度 (実績)	令和7年度 (前回基本計画目標値)	達成状況	
総排出量		t	23,141	17,937	19,971	—
再資源化率	再資源化量	t	3,783	2,393	3,994	困難
	再資源化率	%	16.3%	13.3%	20.0%	
最終処分量	最終処分量 (H22年度比増減)	t	3,485	2,725 (-22%)	2,962 (-15%)	達成

2) 施策の取組状況

現時点での、前回基本計画（平成 24 年 3 月策定）における施策の取組状況は以下の通りである。

表 3-25 施策の取組状況 (1/2)

施策		内容	取組状況
・発生抑制・再使用の推進			
有料化		料金制度の設定及び料金体系の組合及び統一について、構成市町の実施している有料化によるごみの減量効果等を勘案して検討を行う。	平成29年度には、可燃ごみ用指定袋及び自己搬入に係る手数料の値上げを行い、令和5年度には、自己搬入に係る手数料の無料区分を解消するなど、随時料金の見直しを行った。
各家庭	マイバッグ運動と過剰包装の辞退	レジ袋の使用の抑制するため、住民にマイバッグ持参を奨励。さらに、過剰包装を断るなど、家庭内へのごみの持ち込みを極力減らすよう勧める。	マイバッグの持参や過剰包装の辞退など、ごみが出ないような工夫をするよう奨励した。
	フリーマーケット・バザー等の活用	地域や学校、民間団体が開催される不用品交換等のイベントに積極的に参加及び協力し、衣料や家庭用不用品の資源化に努める。	地域や民間団体が開催するフリーマーケット等の周知に協力し、不用品の資源化に努めた。
	生ごみの減量化と堆肥化	生ごみを排出する際は水切りを徹底してごみの減量化をする。また、生活環境に支障をきたさない範囲で、コンポストや生ごみ処理機による堆肥化に努める。	生ごみを排出する際は、水切りを徹底するよう住民に周知した。
	集団回収への積極的参加	地域や学校等で行う集団回収に積極的に参加、協力を呼びかけ、資源化の向上に努める。	地域や学校等で行う集団回収への積極的な参加、協力を呼びかけ、再資源化の向上に努めた。
事業者	排出者や拡大生産者責任に基づく3Rと適切な処理	ごみの適正な処理及び3Rの推進は事業者の方策を実行することはもとより、国、県及び地方公共団体の施策に連携・協力を行う。	排出方法等の指導を通じて、適正処理を推進した。
	排出抑制、再資源化に配慮した製品の使用	ごみになりにくい製品、3Rに適した製品、再生材料を使用した製品等の購入を推進する。また、生産事業者、流通事業者等のその販売過程において個々の方策を実行し減量化、資源化の促進を図る。	事業系廃棄物の処理方法や減量化・再資源に向けた取組の促進を事業者に対して周知した。
	従業員意識の高揚	従業員のごみの減量化・資源化に関する意識の高揚を図ると共に、消費者の目線に立ち、消費者に対するごみの減量意識の啓発活動に努める。	店頭回収によるリサイクルの取組を周知することで、従業員・消費者のごみの減量化、資源化に関する意識の高揚を図った。
行政	住民への情報提供	環境にやさしい生活の実践などについての情報を、広報等を通じて行う。また、集団回収を活性化させるための支援を行う。	広報紙、ホームページ、SNS等により、随時住民にごみの減量や分別の徹底を周知した。
	事業者への情報提供	国、組合構成市町における減量化施策や適正処理について速やかに情報提供し、自主回収品目の指導等を行う。また、多量排出事業者自らが減量化・資源化計画を策定する場合には助言・指導を行う。	国、県が推進する減量化施策や適正処理について、速やかに情報提供し、自主回収・資源化を推進した。
	公共施設での施策	組合構成市町庁舎及び関係公共施設でのごみの排出抑制、分別徹底に加え、詰め替え製品や再生素材を使用した製品を優先して選定。また、ロビー等を活用したポスター掲示など環境啓発普及活動に努める。	市庁舎及び公共施設でのごみの排出抑制、分別徹底に加えて、再生素材を使用した商品を優先して選定した。また、市庁舎内でごみの適正処理に関するポスター等を掲示するなど、環境啓発普及活動に努めた。
	生ごみ処理機の普及促進	生ごみ処理機の設置補助を推進し、住民による生ごみの堆肥化を支援する。	令和4年度に生ごみ処理機の購入費に対する補助金の交付を行い、生ごみの減量化・再資源化を推進した。

表 3-25 施策の取組状況 (2/2)

施策		内容	取組み状況
・発生抑制・再使用の推進			
環境教育の推進	ごみ処理施設見学会の実施	ごみ処理施設の見学者に対して、ごみ処理についての現状や問題点を説明し、ごみの減量化や資源化の重要性に関する社会意識の啓発を行う。 また、小中学校単位で実施している社会科見学などの行先として積極的に選定してもらうように努める。	ごみの減量とリサイクル、ごみ処理施設の見学など、住民向けの出前講座を実施し、ごみの分別やリサイクル等の重要性の理解や意識向上を図った。
	環境学習の提供	組合構成市町の教育委員会と連携して啓発用、学習用教材としての副読本の作成の検討を行う。また、ごみの処理方法の講習やリサイクルの体験学習などの講座の開催等の活動の推進を検討する。	市内の小学校から環境美化や温暖化防止等をテーマとした環境美化ポスターコンクールの作品を募集し、応募作品を市内の商業施設等に展示することにより、環境保全に対する意識の向上を図った。
非定住者に対する施策		観光客に対し、ごみのポイ捨て防止運動の推進及び持ち帰り運動の推進などを積極的に・継続的に呼びかける。	観光客等によるボランティア清掃の実施について、市はボランティア袋の交付や収集対応を行った。
・処理体制			
家庭ごみの処理体制	広域ごみ処理	今後の広域ごみ処理について、構成市町と組合の役割を明確にする。その観点から本市ではごみの発生抑制、収集・運搬、資源ごみの資源化及び住民の啓発活動を行い、組合では可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの中間処理と最終処分並びに中継施設を含む各施設の維持管理を行うこととする。	広域ごみ処理について、構成市町と協議をしながら、ごみの減量化や、収集・運搬、ごみの再資源化、市民への啓発活動を行った。
	ごみ分別方法の統一	リサイクル可能なごみの分別方法が組合構成市町で異なることから、今後は家庭系ごみの分別の種類を統一に向けて協議する。更にこれと並行して中間処理施設への搬入品目及び資源化品目の統一を協議していく。	分別の統一について、他の自治体の事例も参考にしながら、構成市町と協議を行った。
	新たな中間処理施設及び最終処分場	新たな中間処理施設及び新たな最終処分場は、平成32年度の稼働開始を目標とする。	広域化が見通せなくなったため、稼働中の処理施設の維持、修繕、整備等により、ごみ処理を行った。 焼却処理施設については、令和3年度から令和5年度にかけて、館山市清掃センターの基幹的設備改良工事を行い、令和20年度までの稼働が図られた。 粗大ごみ処理施設については、令和4年度末をもって稼働を終えることになった安房郡市広域市町村圏事務組合が管理・運営する粗大ごみ処理施設の代替施設として、不燃ごみを処理するマテリアルリサイクル推進施設を整備し、環境負荷の低い手法で資源の有効利用を推進した。 最終処分場については、適切に維持、管理を行った。
事業系一般廃棄物の処理体制		事業系一般廃棄物を排出している事業所に対して、事業系一般廃棄物の減量化・資源化について指導を行うとともに、市内の事業所に対しては、周知徹底を図る。 組合構成市町は、引き続き事業者に対し、減量化・資源化について徹底するよう啓発活動を推進する。	事業者に対する排出方法等の指導を行うとともに、減量化・再資源化を徹底するよう周知した。
一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物		本市では現在、紙・木類に限り、処理に支障のない範囲で産業廃棄物の処理を実施しており、組合を構成するその他の市町は、産業廃棄物は受け入れていない。 広域化施設においては、基本的には、産業廃棄物は受け入れないこととするが、「併せ産廃」と認定できる物に関しては組合構成市町と協議・検討を行い、受け入れの可否を検討する。ただし、事業者には、資源化を徹底した上で、受け入れることを条件とする。	事業者に再資源化を徹底することを条件に、製造業における木くず等の「併せ産廃」と認定できる廃棄物に関して受け入れを実施している。

## 2. 一般廃棄物処理システムによる評価

平成 19 年 6 月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表され、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システム構築のため、“市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」により、その結果を住民に対し、公表するものとする。”とされている。

以上の指針に基づき、本市の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行うこととする。なお、システム分析にあたっては、環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 5 年度実態調査結果）」（以下「評価支援ツール」という。）を用いて実施した。

### 1) 類似都市

本市の構造区分により、全国の 208 の類似市町村を抽出し比較を行った。類似都市の概要について表 3-26 に示す。

表 3-26 類似都市の概要

構造区分	都市 I・1（類似市町村数 208）
人口区分	類型 I：50,000 人未満
産業構造	類型 1：Ⅱ次・Ⅲ次人口比 95%未満、Ⅲ次人口比 55%以上

### 2) 各指標の算出方法

評価支援ツールによる分析における各指標の算出方法について表 3-27 に示す。

表 3-27 指標の算出方法

標準的な指標		算出式
廃棄物の発生	人口 1 人 1 日当たり ごみ総排出量	ごみ総排出量 ÷ 年度日数 ÷ 計画収集人口 × 10 <sup>3</sup>
廃棄物の再生 利用	廃棄物からの資源回収率(RDF・ セメント原料化等除く)	再資源化量 ÷ ごみ総排出量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される 割合	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
費用対効果	人口 1 人当たり年間処理経費	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
	最終処分減量に要する費用	(処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

### 3) 市町村一般廃棄物処理システム比較分析表及びレーダーチャート

評価支援ツールを用いた、本市における類似都市との比較分析結果は表 3-28 及び図 3-13 に示す通りである。

本報告書においては偏差値指数により比較を行った結果を示しており、偏差値は数値が大きいほど良好な状態を示し、50 の値が平均を示す。

表 3-28 本市と類似都市の比較（令和5年度）

標準的な指標		人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメント 原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年 間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要 する費用 (円/t)
類似 市町村 (208)	平均	0.914	0.168	0.106	18,019	61,182
	最大	1.762	0.756	0.959	44,793	716,848
	最小	0.373	0.041	0	3,199	10,005
	標準偏差 <sup>※1</sup>	0.161	0.084	0.122	6,199	50,974
館山市実績		1.117	0.154	0.093	24,899	59,605
偏差値 <sup>※2</sup>		37.4	48.3	51.1	38.9	50.3

※1 データのばらつきを示す指標：標準偏差 =  $\sqrt{\frac{1}{n} \sum_{i=1}^n (\text{各データの値} - \text{データの平均値})^2}$  ※n = データの数

※2 大きい方が良好な指標：偏差値 = (実績値 - 平均値) ÷ 標準偏差 × 10 + 50 (廃棄物からの資源回収率)

小さい方が良好な指標：偏差値 = 100 - (実績値 - 平均値) ÷ 標準偏差 × 10 + 50 (人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用)

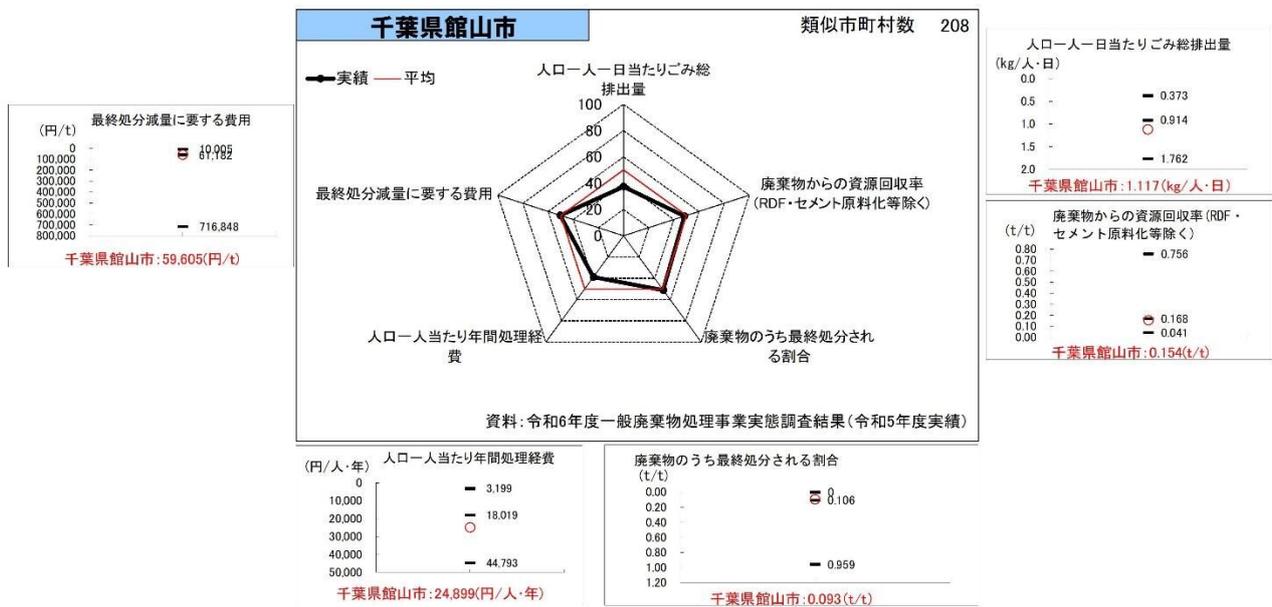


図 3-13 偏差値によるレーダーチャート

以上より、類似都市と比較すると、「廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）」、「廃棄物のうち最終処分される割合」及び「最終処分減量に要する費用」は概ね平均的であるが、「人口1人1日当たりごみ総排出量」は比較的多くなっており、「人口1人当たり年間処理経費」についても類似都市の平均より高額になっていた。

本市は、事業所から排出されるごみの量が多いことや海岸漂着ごみが多いこと、また観光客の流入により排出される観光ごみにより、本市人口に対してごみ排出量が多くなっており、それにより、「人口1人1日当たりごみ総排出量」及び「人口1人当たり年間処理経費」が多くなっていると推測される。

## 第5節 課題の抽出

### 1. ごみの発生抑制と排出抑制

本市のごみ総排出量原単位（1人1日当たり総排出量）は、平成27年度に比べて令和6年度は5.5%減少した。しかし、千葉県及び国の平均原単位に比べて多い状況である（表3-10参照）。

また、生活系ごみの排出量原単位は、平成27年度に比べて令和6年度は10.0%ほど減少したが、事業系ごみの排出量原単位は、5.0%増となってしまうため、特に事業系ごみを重点的に減量化する必要がある（図3-6参照）。

住民及び事業者に対し、「ごみとなる物を発生させない」ことを主体として、適切な普及啓発や情報提供、環境教育等を進め、ごみの発生・排出抑制のための種々の施策を講じていく必要がある。

また、観光客により排出される観光ごみについても、適切な普及啓発及び指導を行い、ごみの発生・排出抑制を図る必要がある。

### 2. 住民・事業者・行政との協働

ごみの排出抑制及び再資源化率の向上を目指して住民、事業者及び行政の協働によるごみの発生・排出抑制及び再資源化に取り組む必要がある。

なお、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等については、排出者である住民や事業者の取り組みに負うところが大きいため、市は住民や事業者の自主的な減量、分別の徹底などの取り組みを支援していく必要がある。

### 3. 再資源化率の向上

#### 1) 現在の分別区分

ごみの種類別の排出量を見ると、可燃ごみの割合が、令和6年度において84%程度を占めており（表3-9参照）、国の最新の「一般廃棄物処理実態調査結果（令和5年度実績）」における全国の可燃ごみ割合（74.4%）及び千葉県の可燃ごみ割合（78.8%）と比較して大きい値となっている。

理由として、可燃ごみの中には分別収集して再資源化している古紙類や布類も多く含まれており、再資源化が可能ながらも焼却されていると考えられる。そのため、住民や事業者に対して分別の徹底を啓発していく必要がある。

#### 2) 今後の分別区分

本市の現在の分別区分において、燃せるごみとして排出されているプラスチック製品（プラスチック製容器包装を除く）について、令和4年4月に施行された「プラスチック資源循環促進法」（令和3年法律第60号）に基づいて、今後、分別収集及び再商品化を検討し、プラスチック資源回収量の拡大を目指す必要がある。

また、そのほか資源ごみの分別区分の見直しなど現状に合わせた再資源化施策を講じる必要がある。

#### 4. 収集・運搬

現在の収集運搬は、日々のごみ処理量に変動が生じないように市内を10地区に分け、収集・運搬を行っている。将来は、地域による人口の増減の変化に応じた収集区域、収集方法及び収集頻度の見直しを行う。

また、収集運搬は、ごみ処理行政において重要な住民との接点であり、住民へのサービスと収集運搬の効率を常に配慮することが必要である。

#### 5. 中間処理

令和5年3月に安房郡市広域市町村圏事務組合が運営する粗大ごみ処理施設の稼働が終了し、令和5年4月に稼働が開始した本市清掃センターのマテリアルリサイクル設備にて粗大ごみ及び不燃ごみの処理を引き続き行っている。また、焼却施設においては令和3年度から令和5年度に基幹的設備改良工事を行い、延命化が図られた。

処理の内容においては、特に生ごみ・廃食用油・剪定枝等のバイオマス系廃棄物及び製品プラスチックの再資源化について、関連法の施行や環境省からの指針もあるため、中間処理施設の整備を含めた今後の対応を検討する必要がある。

焼却施設については、令和3年度から実施した基幹的設備改良工事の対象とならなかった設備・機器や老朽化が進行している土木・建築設備等において、適切な整備等を計画的に実施していく必要がある。

また、令和7年度から令和8年度にかけて安房郡市広域市町村圏事務組合の粗大ごみ処理施設の解体工事を実施しており、必要な作業スペースの確保等を含め、隣接するマテリアルリサイクル施設の運転に影響が出ないよう対策を行う。

#### 6. 最終処分

本市の一般廃棄物最終処分場は昭和60年3月の竣工より、平成6年度及び平成11年度に実施された2回の嵩上工事を経て、埋立終了予定年度が令和15年度まで延長された。

最終処分場搬入量においては、過去10年間で減少傾向となっており、平成27年度に比べて令和6年度は50%ほど減少している（表3-14参照）。そのため、減少した量を見込んだ埋立終了予定について随時把握を行うとともに、さらなるごみ減量化及び再資源化の促進により、最終処分量の減少を目指す必要がある。

また今後、最終処分場の新設又は再度の嵩上工事について、埋立終了予定年度に応じて事前に検討を行う必要があるが、新たな施設の建設は用地の確保等を含め課題が多く、非常に困難であるため、現施設を可能な限り延命する必要がある。

#### 7. ごみ処理経費の合理化

近年、人口及びごみの排出量は減少傾向となっているが、焼却施設等の維持管理費はほぼ一定である。そのため、人口1人当たり及びごみ1t当たりのごみ処理経費は、増加する傾向にある。

一方、安全かつ安定的なごみ処理を行うためには、必要以上にごみ処理経費を削減することは難しいため、様々な角度から経費の合理化に努める必要がある。

また、ごみ処理費用の合理化にあたっては、環境省が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」などの活用を検討し、コスト分析や処理システムの評価を行い、一層の経費削減に努める必要がある。

## 8. 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化問題は、将来に影響を及ぼす大きな問題につながるため、その対応が不可欠である。

廃棄物を焼却処理する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであり、その排出を抑制することが求められている。

焼却施設の温室効果ガス排出見込量においては、電気及び燃料由来のCO<sub>2</sub>は微減傾向にあり、焼却量についても減少傾向にあるものの、推定プラスチック類量が減少せず、全体の温室効果ガス算定排出量は減少していない（表 3-17 参照）。